

生活環境影響調査計画書(案)に係る市民意見公募手続きについて

1 募集の趣旨

東播2市2町(高砂市、加古川市、稲美町、播磨町)では、平成34年4月の広域ごみ処理施設(可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを処理する施設で高砂市に設置)の稼働に向け、現在、施設の整備に関する事業を進めております。

広域ごみ処理施設の設置には、廃棄物処理法で定められた生活環境影響調査を実施する必要があります。この調査は、設置する施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対応を検討し、施設の計画に反映するために行うもので、現在、高砂市では、調査する内容等について計画書の策定に取り組んでいます。

広域ごみ処理施設の設置に関して、周辺環境に十分に配慮した上で、環境負荷の低減に努めるため、計画書の策定にあたりまして、「東播臨海市町村圏における広域ごみ処理施設 生活環境影響調査計画書(案)」を公表し、市民の皆様のご意見を反映したいと考えており、市民意見公募(パブリックコメント)を実施いたします。

2 ご意見・公募事項

(1)「東播臨海市町村圏における広域ごみ処理施設 生活環境影響調査計画書(案)」

(資料) 計画書(案)(※意見の募集期間が終了したため、閲覧出来ません。)

3 資料の閲覧方法

高砂市美化センター、高砂市役所生活環境部、高砂市役所情報公開コーナー、高砂市内各市民サービスコーナー及び高砂市ホームページ(ごみ処理広域化関係市町(加古川市、稲美町、播磨町)の環境部局窓口にも資料を設置しています。)

4 公表日

平成27年1月16日(金)

5 募集期間

平成27年1月16日(金)から平成27年2月24日(火)まで

6 提出期限

平成 27 年 2 月 24 日(火)(※郵送の場合は必着)

7 意見を提出できる方

- (1) 高砂市内に住所を有する者
- (2) 高砂市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 高砂市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 高砂市内に所在する学校に在学する者
- (5) 高砂市の市税の納税義務を有する者
- (6) その他、本件に係る事案に利害関係を有する個人、団体

8 意見の提出方法

- (1) 書面の持参
高砂市美化センター、高砂市役所生活環境部、高砂市役所情報公開コーナー、高砂市内各市民サービスコーナーへの持参で受け付けします。
- (2) 郵送での意見提出
〒676-0074 高砂市梅井 6 丁目 1 番 1 号
高砂市美化センター内 広域ごみ処理施設建設推進室 宛での郵送で受け付けします。
- (3) ファックスでの意見提出
079-448-9179 宛てで受け付けします。
- (4) 電子メールでの意見提出
広域ごみ処理施設建設推進室のメールアドレス tact2860@city.takasago.hyogo.jp
宛てで受け付けします。

※ 意見の提出にあたっては、氏名、住所、電話番号をご記入の上、日本語にて上記のいずれかの方法で提出してください。

※ 意見への個別の回答はいたしません。

(公表する際には、氏名、住所、電話番号については公表しません。)

※ 意見提出様式は自由ですが、必要な方については次の意見書提出様式をご使用ください。